

三郷市自治基本条例づくり 庁内検討会議 第6回
記録

平成21年4月20日(金)午前10時～12時

出席者 前田企画総務部副部長、田中企画総務部参事、相澤財務部副部長、酒巻市民課長、関根環境経済部参事、中村建設部副部長、大久保まちづくり推進部参事、加藤会計管理者、白石水道部副部長、南部消防総務課長、清水教育総務課長、黒川農業委員会事務局長、小澤監査委員事務局次長、大野財務部参事、並木議会事務局次長
事務局 岡田企画調整課副参事 日暮企画調整課主任

1. 平成21年度の庁内検討会議について

【施行日について】

- ・ 条例の施行が10月1日と予定されているが、庁内検討会議の成果としての「自治基本条例運用の考え方」のまとめが11月となっている。運用の考え方が決まらない内に施行するのは難しい。例えば、説明責任について、どこまでやるのか各課で戸惑いが出るだろう。運用の考え方を決めてから施行したほうが良い。検討作業を早めるか、施行日を遅らせるかを考える必要がある。

<事務局より>

- ・ 施行日はまだ正式に決定しているわけではないので、今日の意見を参考に、庁内検討会議のまとめと施行日について調整する。

2. 条例案の報告

【条例原案の第9条 法人等の社会的責任の削除について】

- ・ 法人等は市民等に含まれるので、条例案第8条の第4項の主旨に入るとして削除した。
- ・ 確かに条例案第2条定義の市民等に「…活動する個人又は団体」として営利企業も含まれるのは理解できるが、一般的には、NPOやボランティア団体がイメージされ、営利企業がイメージしづらい。そのため、営利を目的としている団体の社会的責任を規定したほうがいい。

<事務局より>

- ・ 解説の中で分かりやすく説明したい。

【条例案第22条 応答責任】

- ・ 条例原案第23条の応答責任は、「市民からの意見、提案、要望等を…市政に反映する」という主旨である。条例案第22条では、「市営運営の透明性の向上を図るため、市民等からの意見を検討し…」と条文の目的が変わってしまっている。
- ・ 市民の立場から見れば、意見が市政にどのように反映されるのかが問題だ。
- ・ 条例原案第23条のほうが表記が具体的であり、分かりやすい。
- ・ 条例案第20条（行政手続）で市営運営の透明性の向上を定めている。条例案第22条からは、「市政運営の透明性の向上を図るため、」を削除するとよい。

<事務局より>

- ・ ご意見を尊重して法規審査担当と調整する。

【条例案第28条 監査】

- ・ 条例原案第29条では、「監査の充実を図るため、必要な措置を講ずる…」という監

査の充実そのものを指しているが、条例案第28条では、「市長は、監査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる…」となっており、主旨が全く異なる。

<事務局より>

- ・ 監査委員事務局も含め、あらためて調整する。

【条例案第44条 協働の提案】

- ・ 「協働についての提案に対する」とあるが、「協働についての提案に関する」としたほうがいい。

<事務局より>

- ・ ご意見のとおり修正する方向で再確認する。

3. 条例案の具体的な運用方法について

<事務局より>

- ・ 条例の具体的な運用方法や、関係する条例等との整合などについて、7月頃から具体的に各課で検討を行うことになる。
- ・ 特に、条例案第5章、第6章、第7章について運用方法を具体化することが重要と考える。委員の皆さんは、次回までに考えてきてほしい。

4. 次回の日程

- ・ 5月26日（火）午前中